

(別紙) 配布する布製マスクに同封するお知らせ文

各種施設、サービスの利用者、職員の皆様

本年3月10日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」(新型コロナウイルス感染症対策本部)において、介護施設や障害者施設、保育所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなどの現場におけるマスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスクを、国が2,000万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に1人1枚は行きわたるよう配布することとされています。

これを受け、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、再利用可能なマスクを無料で配布しますので、御活用下さい。

咳などの症状のある人は積極的にマスクを使用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。

＜ガーゼマスクの利用・洗濯方法＞(今回、配布する布製マスクのメーカーからの情報をまとめたもの)

【ガーゼマスクの洗い方】

1. 衣料用洗剤で、もみ洗いではなく、軽く押し洗いしてください。
2. 十分なすすぎをしてください。
3. 乾燥機は使わず、陰干しで自然乾燥してください。

【洗濯回数】

1. 洗濯により縮みますが、複数回の再利用については品質上問題ないことを確認しております。
2. 一日一回の洗濯の頻度を推奨しており、汚れがつかましたら、その都度洗濯してください。

【漂白剤、柔軟剤の使用について】

1. 汚れが気になる場合は、塩素系漂白剤を使い、においがなくなるまで十分なすすぎをしてください。
2. 柔軟剤の使用は避けてください。

【洗濯表示記号】



【ご注意】

1. 漂白剤を使用する場合は、炊事用のゴム手袋などをご利用ください。

【差出人】

厚生労働省医政局経済課(マスク等物資対策班)

【問合せ先】

布製マスクの配布に関する電話相談窓口

0120-829-178(9時~18時)

※各種施設、サービスの職員の皆様は裏面もご覧ください。

<各種施設、サービスの職員の皆様>

- 今回、配布する布製マスクは大人用のサイズであり、配布枚数は、
  - ・ 高齢者施設・事業所、障害福祉サービス等施設・事業所、保護施設等（生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所は除く。）は、職員と利用者を対象とした枚数、
  - ・ 保育所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、各種学校幼稚部（各種学校のうち幼稚園段階に相当する課程部分。）、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所は、職員を対象とした枚数を配布することとしています。
- 利用者分の配布を受け取られている各種施設、サービスの職員の皆様におかれては、マスクを利用者の方に配布いただき、適切なマスクの使用を促していただくようお願いします。
- 配布枚数の算出に当たっては、速やかに広く配布する観点から、各種データ（介護報酬データ、障害福祉サービス等報酬データ、情報公表制度のデータ等）を活用しつつ、自治体の協力も得ながら得た職員や利用者の人数等を踏まえ、配布の枚数を設定しておりますが、直近の職員や利用者の人数の変動を反映できていない場合があります。  
一人一枚配布いただいた上で余った分については、各施設・事業所の判断で適切に御活用下さい。
- 高齢者施設・事業所分については、以下の整理に基づき配布しています。
  - ※ 詳細な配布方法は、別途、厚生労働省から事務連絡等でお示しさせていただきます。
  - 【職員分】
    - ・ いずれの施設・サービスについても、各施設・事業所等に配布しています。
  - 【利用者分】
    - ・ 施設・居住系サービス、高齢者向け住まい等については、各施設等に配布
    - ・ 訪問系及び通所系サービス（※）については、居宅介護支援事業所に配布しておりますので、当該事業所より各利用者に配布をお願いいたします。
    - ※ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護は各サービス事業所に配布しています。
    - ※ 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業に限る。）の利用者分については、地域包括支援センターに配布しておりますので、来所された方にお渡しください。